

## 島根県特定労務管理対象機関指定審査基準

### 【特定地域医療提供機関（B水準）】

- 各項目を「適」または「不適」で審査し、全ての項目が「適」であることが、指定の前提条件となる。  
 （B水準の項目1については、いずれか1つが「適」。）

項目	指定要件	島根県特定労務管理対象機関指定要綱別表以外の提出書類	根拠法令等	審査結果 (適・不適)
1	① 三次救急医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事による二次、三次救急医療機関であることを指定する通知</li> <li>・ 受入患者数を証明する書類</li> </ul>	改正医療法第113条第1項第1号	
	② 二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 ※ 指定を受ける前年1月～12月の実績を基本とする。			
	③ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「機能強化型在宅療養支援診療所の単独型」又は「機能強化型在宅療養支援病院の単独型」であることを証明する書類</li> </ul>	改正医療法第113条第1項第2号	
	④ 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関、社会医療法人、地域医療拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療政策課へお問い合わせください</li> </ul>	医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ	
	⑤ 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等			
2	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在する。	—	—	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。</li> <li>・ 医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。</li> </ul>	—	改正医療法第113条第3項第1号	
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	—	改正医療法第113条第3項第2号	
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	—	改正医療法第113条第3項第3号	
B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。		—	—	

※ 指定申請を検討されている場合は、指定要件に該当するか確認する必要があるため、医療機関勤務環境評価センターの第三者評価受審前に県に事前相談をお願いします。

## 島根県特定労務管理対象機関指定審査基準

### 【連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）】

○ 各項目を「適」または「不適」で審査し、全ての項目が「適」であることが、指定の前提条件となる。

項目	指定要件	島根県特定労務管理対象機関指定要綱別表以外の提出書類	根拠法令等	審査結果 (適・不適)
1	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関 (例) 大学病院、地域医療支援病院等のうち当該役割を担うもの、社会医療法人	—	改正医療法第113条第1項第1号	
2	36協定においては年960時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を換算すると、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している。 ※ 個々の医療機関での時間外上限は年960時間まで。	—	—	
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。 ・派遣先（副業先）に対する労働時間短縮の要請が記載されている。	—	改正医療法第113条第3項第1号	
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	—	改正医療法第113条第3項第2号	
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	—	改正医療法第113条第3項第3号	
	医師の派遣が医療提供体制の確保のために必要と認められ、連携B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。	—	—	